

令和7年度「福祉の拠点で集う！Xmas の“わ” project」 出店要綱

1. 出店日時及び会場について

- ①日時:令和7年 12 月 21 日(日)11:00～14:30 予定 ※16:00 までに撤収してください
- ②会場:今治市宮窪福祉センター 駐車場予定

2. 出店条件について ※主催者が食品販売等臨時出店報告を提出します。

(1)食品・飲料販売の申請者について ※以下の①～⑤を全て満たすこと

- ①食品・飲料を販売する者は日本標準産業分類に定める「飲食サービス業」や「飲食料品小売業」の事業者であること。もしくは、菓子製造業の許可を有している者であること。もしくは、イベント出店したことがあり当日調理のみで販売できる商品の販売者であること。
 - ②大島らしさ(食材、色、イメージ、商品名など何でもよい)を取り入れた商品を1品以上出品すること。 ※大島らしさとは、自身がイメージするもの、食材、色、商品名など何でも構いません。
 - ③出店責任者は、必ず常駐できる者であること
 - ④出店、販売にかかる器材を全て出店者側で用意できる者であること
 - ⑤ポップや看板など賑やかにし、自身がイベント自体を楽しみ、盛り上げてくれる者であること
- ※食品・飲料を出品する場合は、事前に届け出たメニュー以外販売しないこと

●販売できないもの

- ①農作物や切り花(観賞用の多肉植物などはこの限りではない)
- ②前日までに調理されたもの(菓子製造業の許可を有している者はこの限りではない)
- ③流木や石そのもの(小物やアクセサリとして加工しているものはこの限りではない)
- ④食器、洋服、日用品、家具、リサイクル用品など
- ⑤主催者から事前に許可の出ないもの

※出店にかかる保険は、必要に応じて各自で加入してください。

※出店者は上記に同意し、かつ食中毒などの予防に万全の注意をお願いいたします。

3. 出店申請について

(1)出店応募期間:令和 7 年 9 月 1 日(月)～9 月 19 日(金)

方法:添付の二次元バーコードから申込フォームにて申し込み

(2)出店が決定したものには、後日書類を提出していただきます。

提出書類:①出店申請書 ②販売品目及び価格一覧表 ③メニューの内容が分かるもの(写真や説明文など中身がわかるもの) ④その他必要な書類

※申請後に変更がないよう、申請内容については十分精査のうえご提出ください。

その他:令和 3 年 6 月の食品衛生法改正に伴い、販売する食品によっては、管轄の保健所へ「営業届出」が必要になる場合があります。この「営業届出」についても、届出の対象となるかなどの詳細は、各自で愛媛県東予地方局今治支局へ確認をお願いします。

(3)応募多数の場合は、出店をお断りするか、こちらで指定した販売場所(2段下がった駐車場)

などで販売していただきます。

(4)時間及び場所などにつきましては、改めてご連絡します。

出店申し込み
フォームはこちら⇒



5. 出店許可証の交付について

- (1)令和7年 10 月 31 日(金)までに、今治市社会福祉協議会宮窪支部または吉海支部より出店許可証をお渡しします。
- (2)食品・飲料以外を販売される(臨時営業許可申請が不要な)場合出店申請の内容を確認し、後日、出店許可証をお渡しします。

6. 出店区画について

- (1)1区画(簡易テント1張り) ※1申請に付き、1 区画までとします。
- (2)キッチンカーでの販売については車両1台分を1区画とします。
- (3)テント、テーブルその他出店にかかる備品は全て各自で準備してください。
- (4)センターのコンセントの使用はできません。ガスコンロ、発電機など各自が準備してください。

7. 搬入・準備時間、搬出について

令和7年 12 月 20 日(土) 12:00～16:00

令和7年 12 月 21 日(日) 9:00～10:00

※上記日時以外の搬入は認められません。時間厳守をお願いします。

※車両の駐車場所について 器材搬入後、一般駐車場へ移動させてください。

※出品物・器材は各自で保護してください。盗難・破損等の責任は負いかねます。

※なお、イベント終了まで搬出はできません。搬出は 14:30～16:30 でお願いします。

8. 新型コロナウイルス等感染防止対策について

感染対策の実施については、個人・事業者の判断が基本となりますが、効果的とされる場面(不特定多数の人による混雑時、近接した会話が避けられない時など)でのマスク着用や、手洗い等の手指衛生については留意していただきますようお願いします。

9. 出店費用等の徴収について

出店費用及び出店による売上は徴収しません。

10. イベントの中止について

特別な理由により主催者が中止と判断した場合、材料費などの諸経費についての補償はできかねますのでご了承ください。

11. その他、注意事項等

- ①掃除道具持参の上、イベント終了後、店舗の後片付けと店舗周辺の清掃などを行ってください。
- ②ごみなどについては、全て持ち帰り処分してください。
- ③主催者の指示に従わないときは、出店を取りやめていただくことがあります。